

大規模地震に備えた防災まちづくりの推進に関する 要望・提言

全国市議会議長会は、大規模地震に備えた防災まちづくりの推進に関する要望・提言を別記のとおり決定いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

令和8年2月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 丸 子 善 弘
(山形市議会議長)

全 国 市 議 会 議 長 会
令和7年度「大規模地震に備えた防災
まちづくりの推進に関する特別委員会」
委 員 長 永 山 宏 恵
(いわき市議会議長)

大規模地震に備えた防災まちづくりの推進に関する 要望・提言

我が国では、平成以降、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震など大規模地震が相次いで発生し、各地に甚大な被害をもたらしている。一方、首都直下地震や南海トラフ巨大地震は、今後 30 年以内に 60%から 90%程度以上の高い確率での発生が予測されるなど、全国各地で大規模地震の切迫性が指摘されている。

このような中、国においては、近年の大規模地震による災害の教訓を踏まえ、各種の法制や予算措置等により地震・津波対策を総合的に推進している。また、地方自治体においても、地域の実情に応じた対策の強化が図られている。

大規模地震に備えた防災まちづくりの推進には、国や地方自治体の取組とともに住民主体の地域コミュニティの活動が一体となった、ハード・ソフト両面における取組が不可欠である。

また、その推進にあたっては多くの課題があり、国による対策の強化と地方自治体等への支援措置の拡充等が必要である。

よって、本委員会は、下記の事項について国に対し強く要望するとともに、地方自治体等に対し提言する。

記

【国に対する要望】

1 大規模地震に備えた対策等の充実強化

(1) 防災・減災対策の着実な推進

南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の切迫性が指摘されている大規模地震について、各地震防災特別法に基づく地震防災対策推進基本計画等の防災・減災対策を着実に推進すること。

同基本計画等に基づき防災対策を実施する地方自治体に対し、十分な技術的支援・財政支援を講じること。

(2) 国民への周知・啓発活動の強化

災害の被害を最小限にするには「自助」、「共助」の徹底が重要であることから、地方自治体等と連携して各地域の被害のシミュレーション映像等によりインターネットやテレビ広告

等の様々な媒体を通し、国民への周知・啓発活動の更なる強化を図り、社会全体における防災意識の醸成を図ること。

(3) 災害時の役割分担の検討

被災した市区町村職員が災害対応を担っており負担が過大となっているため、社会構造の変化や災害への備え、技術の進展を踏まえ、災害時に国が主導して都道府県や市区町村が円滑に動くことができる役割分担の仕組みを検討すること。

(4) 南海トラフ地震による広域災害時の応援・支援体制の構築

南海トラフ地震は、関東から九州まで被災する可能性がある広域の災害であるため、広範囲における応援・支援体制の構築を図ること。

(5) 復興事前準備の推進強化等

復興事前準備の更なる推進強化を図ること。また、地方自治体が策定する事前復興まちづくり計画は、被害を抑え、復興を加速化・円滑化していくために有効であることから、地方自治体が事前復興まちづくり計画の策定に取り掛かれるよう、人的支援・財政支援及び先進事例の情報提供の強化を図ること。

(6) 激甚災害制度における原形復旧原則の見直し

激甚災害制度では原形復旧が原則となっているが、今後の地域における持続可能性を前提に、時代に即した復興戦略を構築できるよう制度運用を見直すこと。

(7) 応急対応モデルの提示

災害時に、地方自治体が地域の実情に合わせて応急対応を事前に検討できるよう、避難の在り方や仮設住宅の在り方など従来の仕組みにとらわれない応急対応モデルを検討し、提示すること。

特に、令和6年能登半島地震で導入された「2次避難（被災地外への避難）」「1.5次避難」について、被災地の福祉施設も含めた避難の在り方を検討すること。

(8) BCP（事業継続計画）策定の推進強化

企業におけるBCP策定の推進を図ること。特に、策定率の低い零細・中小企業への推進強化を図るとともに、策定にあたっては技術的支援・財政支援を強化すること。

2 地方自治体等に対する支援措置

(1) 令和6年能登半島地震等を踏まえた防災・減災対策強化への支援

① 住宅・建築物への徹底した耐震化促進のための支援

地方自治体が行う耐震診断、耐震改修等の促進のための財政支援の強化を図ること。また、高齢者の単身世帯など、耐震化が困難なケースへの支援策を提示すること。

② 津波対策への支援

防潮堤などの海岸保全施設や津波避難場所・避難経路の整備への技術的支援・財政支援の強化を図ること。

③ 液状化対策への支援

液状化対策について、国による実証実験や対策工法等を推進し、技術的支援・財政支援の強化を図ること。

④ 地震による火災防止対策への支援

通電火災防止のため、感震ブレーカーの普及促進を強化し、地方自治体が行っている感震ブレーカーの設置及び購入費用への財政支援を拡充すること。

また、延焼防止のための木造密集市街地の不燃化促進、消防車・救急車が活動しやすい道路整備、避難路確保、消防水利の拡充など都市基盤整備への技術的支援・財政支援を強化すること。

⑤ 複合災害への支援体制の整備

地震後の被災地においては、近年の気候変動による集中豪雨等の自然災害や原子力災害等が複合的に発生する可能性があることから、これらの複合災害を想定したリスク情報・避難経路・避難場所等の周知、避難所運営等に対する支援体制の整備及び関係機関の連携調整等を図ること。

⑥ 避難所の確保・環境整備への支援

被災者の良好な生活を確保するため、避難所の確保・環境整備への財政支援の強化を図ること。

また、トイレトレーラー、大規模炊き出し設備、簡易ベット・段ボールベット、仮設シャワー・入浴ユニット、蓄電池などの備蓄資機材は市町村単独の保有が難しいため、国や都道府県が広域的に整備・保有する仕組みを構築すること。

⑦ 備蓄品購入及び防災倉庫整備への支援

防災基本計画の改訂に基づく備蓄品の購入及び備蓄品を格納するための防災倉庫の整備への財政支援の強化を図ること。

併せて、地方自治体や地域団体が共同で活用できる備蓄倉庫の整備を検討すること。

⑧ 要配慮者への支援体制の整備

高齢化に伴い増加する要配慮者に対する避難時の支援体制を整備できるよう物的・人的支援の強化を図ること。

⑨ 山間部や離島における災害時の集落孤立対策への支援

災害時に孤立が想定される集落等において、道路・通信・ライフライン寸断への対応及び外部からの救助や援助対策に加えて、集落内で避難生活（災害時自立生活圏）ができるよう技術的支援・財政支援を行うこと。

⑩ 通信インフラの整備や多言語対応への支援

市民等への災害情報伝達に活用する防災アプリにおいて、全ての地域で情報が途切れることなく伝達できるよう衛星携帯電話網などの通信インフラの整備を促進すること。

また、多言語による外国人への情報伝達を可能にするため、先進事例の提供及び財政支援の充実を図ること。

⑪ 自主防災組織の活動への支援

住民の防災意識を向上させている自主防災組織の先進事例を情報提供するとともに、自主防災組織の活動への財政支援の強化を図ること。

(2) 財政支援・情報提供

① 庁舎の耐震化・建替え・移転への財政支援等

地方自治体の庁舎は、災害対応の司令塔機能を果たす重要な施設であるが、その多くは老朽化が進行、または津波浸水区域にあるなど災害時の安全性確保が困難であり、初動対応に重大な支障をきたす恐れがあることから、地方自治体の庁舎の耐震化・建替え・移転に関する財政支援制度の創設・拡充を図ること。

また、災害時に避難所となる公共施設、病院等について耐震化・建替え・移転・施設整備に関する財政措置の強化を図ること。

② 地方自治体が実施する被害想定への財政支援

地方自治体が観光や通勤・通学による帰宅困難者など地域の特性における被害を想定するための調査方法や分析方法を情報提供するとともに、専門家等による被害の分析や津波浸水、土砂災害、液状化などの様々な被害におけるハザードマップ作成への継続的な財政支援を行うこと。

③ 防災DX活用への財政支援と情報共有

ドローンをはじめ迅速かつ的確な情報収集・対応を可能とする防災DXの推進は、地域防災力の強化に不可欠である。

防災DXの導入・運用に必要な機材費、通信環境整備費、人材育成費等への財政支援を強化するとともに、防災DXに関する先進事例の情報共有を図ること。

④ 防災・減災対策制度の情報提供

国が実施している防災・減災に関連する制度を地方自治体が活用できるよう情報提供を行うこと。

(3) 人材支援等

① 人的支援体制の充実

災害時の職員不足に対応するための人員配置支援、避難計画策定や復興準備に必要な専門的知識を持った職員の派遣、及び地方自治体職員の研修支援の強化を図ること。

② 防災教育・人材育成への支援

自主防災組織や防災士養成、学校防災教育等の取組に対する技術的支援・財政支援を強化すること。

【地方自治体等に対する提言】

1 「自助」の徹底

高齢化が進む中、「自助」の徹底が重要であり、耐震化や家具の固定などの自分の命を守るための備えを行うことが第一である。結果的に「共助」に繋がり、地域全体の防災力を高めていく。

そのため、地方自治体においては、住民への防災意識を高める継続した周知・啓発活動を行うことが重要である。

2 地区防災計画の活用

地区防災計画は、住民コミュニティが提案し、地域防災計画に位置づけられる法定計画であり、地域ごとの対応能力を明確化するツールとして有効である。地方自治体は地区防災計画を活用し、地域の防災力を把握しながら住民との協働体制を構築し、地域の防災力（災害への回復力（レジリエンス））を強化することが重要である。

3 地方自治体内における横断的な連携体制の構築

今後発生が想定される大規模地震に備え、まちを守り、被害を最小化し、迅速に復興するためには、ハード・ソフト両面からの総合的な対策を行うことが必要である。そのため、地方自治体内における横断的な連携体制の構築が必要である。

役割分担が細分化された地方自治体においては、俯瞰力、コーディネート力、構想力を基本に既存の仕組みを活かしつつ、総合性を高めるよう体制の改善を進めることが必要である。

4 防災まちづくりと地域活性化の両立

防災・減災対策をまちづくりと一体化し、予防策を地域の持続性や価値向上に繋げることが重要である。災害への備えを日常の営みと重ね合わせ、過疎化や地域振興などの課題解決と両立させることが重要である。

5 復興事前準備への取組

地方自治体においては、災害後の復旧・復興を迅速に円滑に進めるために、復興事前準備に取り組むとともに住民へ周知していくことが重要である。

なお、事前復興まちづくり計画の策定においては、計画そのものを目的とするのではなく、そのプロセスを重視し、議論・検討を通じて地域の課題を把握し、復興に備える準備を進めることが重要である。

また、事前計画により、復旧・復興時に単なる原形復旧ではなく、人口減少による将来を予測したインフラ復旧の在り方など、未来の社会状況に適応した「先取り適応型復興」を行うことが重要である。

6 地域主体で持続可能な避難所運営体制の構築

災害時の避難所は命を守る重要な拠点であるが、現状では自治会・町内会やPTAの機能不足、外部避難者受け入れへの不安、外国人対応の難しさ、職員負担の増大など運営体制に課題がある。

初期対応で職員が避難所業務に追われ、復旧作業が停滞する事例があることなどから、避難所運営は地域主体で、地方自治体は支援に回る運営体制を構築していくことが必要である。

そのためには、地区防災計画を活用し、地域ごとの避難所運営委員会を設置し、役割分担を明確化するなど、住民と地方自治体が協力する体制を整えることが重要である。

7 迅速な体制整備

災害時の応急対応においては、地方自治体だけでは細部の確認や対応が困難であるため、多様な支援者との連携により高齢者等の要介護者を早期に把握しケアする体制を迅速に構築することが重要である。

また、外部からの応援職員や災害ボランティアの受け入れについても、必要な応援人数を事前に把握するなど受援計画を事前に策定することにより、迅速に受援できる体制を構築することが重要である。

8 災害対応経験の継承

過去の災害対応の経験は、次の災害に活かすことができるが、時間の経過とともに記憶や意識が薄れるなどの課題がある。地方自治体においては、過去の災害対応の経験を組織的に継承する仕組みが必要であるとともに、地方自治体間における情報共有を推進することが重要である。

9 議会におけるBCP(事業継続計画)の策定等

議会においては、発災後に被災者への支援を迅速に行うことや議会機能を停滞させないため、議会BCPや議会・議員の災害時対応マニュアルなど事前に体制を整えておくことが重要である。

また、災害時に議会BCP等を具現化できるよう計画的に訓練を行うとともに、定期的に見直しを行うことが必要である。